

相続人からの相続預金 払戻依頼にはこう対応しよう

ここでは、相続人から相続預金の払戻しを依頼されたときの対応のポイントをケースごとに解説します。

●遺産分割前の払戻依頼

ケース① 葬儀費用の払戻しを依頼された



葬

儀は亡くなった人のために行うものであり、相続人からすると葬儀費用は当然に被相続人の財産から捻出されるものかもしれませんが、しかしながら、葬儀費用を理由に相続預金からの払戻しが可能となるわけではありません。遺言等がなければ、相続人全員の合意が必要になります。

常識の範囲内なら対応

ただし、被相続人が亡くなった後すぐに相続人全員の合意を得ることが難しいこともあります。2016年12月、最高裁は「共同相続された預金債権は遺産分割の対象となると解するのが相当」という決定を下しました。この判例が下される前は、預金債権は相

●遺産分割前の払戻依頼

ケース② 改正相続法施行前に法定相続分の払戻しを依頼された



ケース①でも述べたとおり、2016年12月に最高裁の判例が出るまでは、預金債権は相続開始と同時に当然に分割されるとされてきました。ですが相続預金の払戻しでは、金融機関は相続人全員の合意を得たうえで応じるのが原則的な対応でした。訴訟等においては、それぞれの相続人が自分の法定相続分の預金を当然に承継しているということ、金融機関としては支払いに応じる義務を負っていましたので、

最終的には申出に応じていました。しかし最高裁の判例により、遺言書等が提示されない限り、遺産分割前の相続預金の払戻しには応じることができなくなりました。この点で判例は、金融機関の原則的な対応に沿った結論となったといえるでしょう。

払戻しできない状況を説明

本ケースでは、改正相続法が行される前に相続人の1人から法

定相続分の払戻しを依頼されています。この場合は原則として、法定相続分であっても相続預金の払戻しはできない旨をお客様に説明します。そのうえで、遺言書や遺産分割協議書、戸籍謄本などの必要書類を持参してもらおうよう伝えま

す。後日他の相続人からクレームを受けることのないように手続きを行う必要があります。ただし、一部の相続人が合意しないために、相続預金の払戻しが

POINT

- 預金者の死亡の事実や相続人全員の合意、葬儀費用の金額を確認する
- 相続人全員の合意が難しい場合、費用が常識の範囲内なら対応することも

続開始と同時に当然に分割されるとされてきましたから、一部の相続人への払戻しでも法定相続分以内なら有効とされ、これを超える分は金融機関がリスクを負っていました。現在はすべての払戻しにリスクを負うこととなります。また、家庭裁判所から仮処分を得ることも考えられますが、仮処分までの時間を考えると現実的ではありません。そこで金融機関では、相続人全員の合意がなくても、葬儀費用であることを請求書等で確認し、その金額が常識の範囲内であれば対応しています。この場合は、親族間の争いに巻き込まれることのないよう注意する必要があります。

受けられず、当面必要な費用が賄えないことにもなりかねません。そこで金融機関としては、相続預金の払戻しには応じられないことを説明しつつ、払戻しが必要な理由をお客様に確認し、それに合わせて専門家に相談してもらおうなどのアドバイスをすることが望まれます。

葬儀費用のために必要ということであれば、ケース①の対応をとることが考えられます。相続の裁判にかかる費用として必要ということであれば、家庭裁判所から仮処分を受けて払戻しを求めるところもできます。お客様にはこうした情報を提供することも必要でしょう。

POINT

- 原則、払戻しはできない旨を説明のうえ遺言書等の持参を依頼
- 払戻しが必要な理由を確認し、専門家へ相談するようアドバイスする